

令和 2 年 第 3 回 (9 月)

川 口 市 議 会 定 例 会

報 告 事 項

令和2年第3回（9月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第	15号	専決処分の報告について（公用自動車によるフェンス損傷事故）……………	1
報告第	16号	専決処分の報告について（公用自動車による車止めポール損傷事故）……………	2
報告第	17号	専決処分の報告について（桜町地区事業用地境界柵の一部倒壊による物損事故）……………	3
報告第	18号	令和元年度川口市一般会計継続費精算報告書について……………	5
報告第	19号	令和元年度川口市水道事業会計継続費精算報告書について……………	9
報告第	20号	令和元年度川口市が出資した法人の経営状況について……………	12
報告第	21号	令和元年度決算に基づく川口市健全化判断比率について……………	13
報告第	22号	令和元年度決算に基づく川口市資金不足比率について……………	14

報告第 15号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車によるフェンス損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年1月27日
- 3 事故発生場所 川口市大字安行領根岸7番地の13 駐車場内
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 76歳
- 5 損害賠償の額 110,825円

令和2年6月29日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 16号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車止めポール損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年2月14日
- 3 事故発生場所 川口市大字西立野195番地先路上
- 4 損害賠償の相手方 さいたま市所在

A事務所

- 5 損害賠償の額 173,800円

令和2年6月29日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 17号

専決処分の報告について

事業用地境界柵に関する物損事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 桜町地区事業用地境界柵の一部倒壊による物損事故
- 2 事故発生年月日 令和2年4月18日
- 3 事故発生場所 川口市桜町4丁目668番9先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 44歳
川口市在住
女 性 43歳
川口市在住
男 性 13歳
川口市在住
男 性 11歳
- 5 損害賠償の額 552,832円

令和2年7月10日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 18号

令和元年度川口市一般会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第14
5条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

令和元年度川口市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
10 教育費	3 中学校費	中学校夜間 中学級建設 事業(設計 委託)	平成 30 年度	円 39,085,000	円	円	円	円 39,085,000
			令 和 元 年 度	1,955,000				1,955,000
			計	41,040,000				41,040,000

継 続 費 精 算 報 告 書

実 績					比 較				
支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円 12,310,000	円	円	円	円 12,310,000	円 26,775,000	円	円	円	円 26,775,000
28,730,000				28,730,000	△26,775,000				△26,775,000
41,040,000				41,040,000	0				0

報告第 19号

令和元年度川口市水道事業会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
第18条の2第2項の規定により次のとおり報告する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

令和元年度川口市水道事業

款	項	事業名	年度	全体計画		
				年割額	左の財源内訳	
					企業債	損益勘定 留保資金等
1 資本的 支出	1 建設 改良費	浄配水場配 水池耐震補 強事業	平成 30 年度	円 96,953,000	円	円 96,953,000
			令和 元 年度	123,740,000		123,740,000
			計	220,693,000		220,693,000
		浄配水場自 家発電装置 更新事業	平成 30 年度	100,000,000		100,000,000
			令和 元 年度	279,999,000		279,999,000
			計	379,999,000		379,999,000

業 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

実	績		比	較	
支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳		年割額と支払	左 の 財 源 内 訳	
	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	義務発生額の 差	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
円	円	円	円	円	円
52,220,000		52,220,000	44,733,000		44,733,000
166,486,800		166,486,800	△42,746,800		△42,746,800
218,706,800		218,706,800	1,986,200		1,986,200
0		0	100,000,000		100,000,000
302,184,000		302,184,000	△22,185,000		△22,185,000
302,184,000		302,184,000	77,815,000		77,815,000

報告第 20号

令和元年度川口市が出資した法人の経営状況について

川口市が出資した下記法人の経営状況に関する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

記

- 1 一般財団法人 川口中小企業共済協会
- 2 川口市土地開発公社
- 3 公益財団法人 川口産業振興公社
- 4 公益財団法人 川口市公園緑地公社
- 5 川口都市開発株式会社
- 6 公益財団法人 川口市勤労福祉サービスセンター
- 7 公益財団法人 川口市スポーツ協会
- 8 公益財団法人 川口総合文化センター
- 9 公益財団法人 川口緑化センター

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 21号

令和元年度決算に基づく川口市健全化判断比率について

上記健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	5.8	7.9
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

報告第 22号

令和元年度決算に基づく川口市資金不足比率について

上記資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和2年9月7日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

(単位：%)

	水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0